

## たくさんの方が訪れた つつじまつり

商工つつじまつり IN SUE (須恵町商工会主催) が4月29日(昭和の日)、皿山公園で開催されました。この日は好天に恵まれ、多くの方が訪れました。イベント広場の34の店舗には長蛇の列が出来るなど大盛況でした。また、和太鼓演奏やマジックショー、大抽選会などのイベントが盛大に行われました。

第3回「つつじ男・つつじ女」では、小学生以下の部と一般の部に分かれ、多くの参加者がSL広場からイベント広場までの約700メートルを駆け上がりました。「つつじ男」は村山広一郎さん、「つつじ女」は中原香織さん、小学生以下の部は村山友亮さんで豪華賞品を獲得しました。つつじ



見事な演奏の和太鼓

男の村山さんは、『去年は1位を取れなかったので、嬉しいです。』と話されていました。

## 本部分団に 新型ポンプ車を配備

須恵町消防団(長澤慎二団長)本部分団に新型の消防ポンプ自動車が配備され、入魂式が5月9日(日)に同分団消防格納庫前で行われました。

入魂式は、中嶋町長や団長以下消防団員、大島原区および南米里区の役員など約40人が出席しました。同分団の消防車は、平成3年に配備され19年が経過していました。

同分団の団員は、「住民の生命と財産を守るために、さらに訓練を重ねて技術を磨き、消防防災体制の強化を図っていきたいです。」と話されていました。



団長により入魂される消防車

## 操法大会のご案内

第50回須恵町消防団ポンプ操法大会が、次のとおり行われます。

これは、火災現場での的確な判断と迅速な行動、正確な操作を養うための基本的な訓練となるものです。

団員たちの長期間におよぶ訓練の成果は、県内でもトップクラスです。見事な操法操作を、ぜひご覧ください。

●日 時 7月4日(日) 雨天決行  
開会式8:00～ 競技開始8:30～

●場 所 健康広場(須恵中学校テニスコート)



## 平成22年度 国民健康保険税の変更について

### ●課税限度額の変更

国民健康保険税は前年中の所得金額等から算定されますが、このうち医療分と後期高齢者支援金等分の課税限度額が変更となります。

#### [医療分]

平成21年度課税限度額47万円が平成22年度は50万円に変更

#### [後期高齢者支援金分]

平成21年度課税限度額12万円が平成22年度は13万円に変更

### ●会社の倒産・解雇などで離職された方に対する国民健康保険税の軽減について

解雇や倒産などで離職された方に対する国民健康保険税の負担軽減策が平成22年4月(平成22年度の国民健康保険税)から始まりました。

#### [軽減の対象となる方]

平成21年3月31日以降に離職し、次のすべてに当てはまる人。

- ・離職日時点で65歳未満
- ・雇用保険の特定受給資格者または、特定理由離職者

#### [離職理由コード]

雇用保険受給資格者証に記載されています。

	離職理由コード
特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者(雇止めなどによる離職)	23・33・34

※高年齢受給資格者(雇用保険受給資格者証の右上に「高」と標記がある方)と特例受給資格者(雇用保険受給資格者証の右上に「特」と標記がある方)は対象となりません。

#### [軽減制度の内容]

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、保険税を計算する際に失業者本人の前年の給与所得を30/100とみなして計算します。

#### [軽減制度の対象期間]

離職した翌日から翌年度末までの期間です。(平成22年度課税分から対象となります)

※平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職された人は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格を喪失すると軽減は終了します。

#### [申請方法]

住民課国民健康保険係窓口(③番窓口)に次のものをお持ちになり申請してください。

- ・雇用保険受給資格者証(必ず原本をお持ちください。)
- ・印鑑
- ・国民健康保険証(既に国民健康保険に加入されている人のみ)

#### [問合せ先]

住民課国民健康保険係 ☎932-1151(内線118)